

事業主の皆様へ

長崎労働局 労働基準部 賃金室

## 平成30年「賃金改定状況調査」「最低賃金に関する基礎調査」について

平素より労働基準行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の調査は、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金決定及び改正の資料とするため、統計法に基づく一般統計調査として、全国の労働局において毎年実施しているものです。

この調査の内容につきましては、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありませんので、調査票が送付された事業所におかれましては、ご多忙中誠に恐縮と存じますが、調査の趣旨及び重要性をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、調査用品は、すでにお手元に郵送されているものと存じますが、参考まで下記のとおり掲載しておりますのでご利用ください。

なお、調査票につきましては、「賃金改定状況調査」を6月1日(金)までに、「最低賃金に関する基礎調査」を6月8日(金)までに、同封の返信用封筒によりご提出いただきますようお願い申し上げます。

### 記

「賃金改定状況調査」調査票

「賃金改定状況調査」調査票記入要領

「賃金改定状況調査」調査票記入要領早見表

「最低賃金に関する基礎調査」調査票

「最低賃金に関する基礎調査」調査票記入要領

「最低賃金に関する基礎調査」調査票記入要領早見表